

改正

平成29年12月26日 条例第31号

令和 4 年 3 月29日 条例第12号

令和 5 年 3 月28日 条例第 1 号

伊賀市債権管理条例

(目的)

第 1 条 この条例は、市の債権の管理に関する事務の処理について、一般的基準その他必要な事項を定めることにより、市の債権を適正に管理することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- (2) 公債権 市の債権のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の 3 第 1 項に規定する歳入に係る債権及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係る債権（以下「市税」という。）をいう。
- (3) 強制徴収公債権 公債権のうち、市税及び法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。
- (4) 非強制徴収公債権 公債権のうち強制徴収公債権以外のものをいう。
- (5) 私債権 市の債権のうち公債権以外のものをいう。

(他の法令等との関係)

第 3 条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例若しくは規則（地方自治法第138条の 4 第 2 項に規定する規則その他の規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長等の責務)

第 4 条 市長等（市長及び地方公営企業法第 7 条に規定する管理者をいう。以下同じ。）は、法令又は条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の定めるところにより、市の債権を適正かつ効率的に管理しなければならない。

(台帳の整備)

第5条 市長等は、市の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）を整備しなければならない。

（債務者に関する情報）

第6条 市長等は、履行期限までに履行されない市の債権がある場合において、当該市の債権の管理に関する事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、当該事務の遂行に必要な限度で、当該債務者の規則で定める情報を同一の市の機関（伊賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年伊賀市条例第1号）第2条第1項に規定する市の機関をいう。以下この条において同じ。）の内部において利用し、又は他の市の機関から提供を受けるものとする。

2 市長等は、前項の規定により利用し、又は提供を受けた情報を当該市の債権の管理に関する事務以外の事務に利用してはならない。

3 市長等は、第1項の規定により利用し、又は提供を受けた情報を当該市の債権の管理に関する事務に利用する場合は、当該債務者及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

（督促）

第7条 市長等は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令等の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

（滞納処分等）

第8条 市長等は、強制徴収公債権の滞納処分並びに徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止については、法令等の定めるところによりこれを行わなければならない。

（強制執行等）

第9条 市長等は、私債権及び非強制徴収公債権（以下「私債権等」という。）について、第7条の督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第12条に規定する徴収停止の措置をとる場合又は第13条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

（1）担保の付されている私債権等（保証人の保証がある私債権等を含む。）については、当該私債権等の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

（2）債務名義のある私債権等（次号の措置により債務名義を取得した私債権等を含む。）については、強制執行の手続きをとること。

(3) 前2号に該当しない私債権等(第1号に該当する私債権等で同号の措置をとってもなお履行されないものを含む。)については、訴訟手続(非訟事件の手続を含む。)により履行を請求すること。

(履行期限の繰上げ)

第10条 市長等は、市の債権について、履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第13条第1項各号のいずれかに該当する場合その他市長等が特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の申出等)

第11条 市長等は、市の債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、市長等は、市の債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供(保証人の保証を含む。)を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

(徴収停止)

第12条 市長等は、私債権等で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- (3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約等)

第13条 市長等は、私債権等について、次の各号のいずれかに該当するときは、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該私債権等の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産

の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

(3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

(4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る私債権等について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

(5) 貸付金に係る私債権等について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 市長等は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る私債権等は、徴収すべきものとする。

（免除）

第14条 市長等は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした私債権等について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該私債権等及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る私債権等で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

（債権の放棄）

第15条 市長等は、私債権等について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該私債権等及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

(1) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該私債権等につきその責任を免れたとき。

(2) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄した場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並

びに他の当該私債権等に優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

(3) 第12条の規定による徴収停止の措置をとった当該私債権等について、当該徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお引き続き当該措置を継続しているとき。

(4) 第9条の規定による強制執行等の手続をとっても、なお完全に履行されない当該私債権等について、強制執行等の手続が終了した場合において債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、履行の見込みがないと認められるとき。

(5) 債務者が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難であると認められるとき。

(6) 私債権について、消滅時効の期間が経過したとき。

2 市長は、前項の規定により私債権等を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年12月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月26日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年3月29日条例第12号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月28日条例第1号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。